

社援発0328第9号  
令和7年3月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について

今般、金融庁において、保険会社向けの総合的な監督指針とは別にサイバーセキュリティに関するガイドライン（令和6年10月金融庁）が制定され、また、金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）により、保険会社等に対して顧客等への誠実かつ公正な業務遂行が義務化されたことに伴い、その他所要の規定の整備を含め、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号本職通知）の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。